各区市民活動支援センター機能強化事業委託に関する質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	その他	・教育委員会の意向をヒアリングすることは 可能ですか。	・契約締結後、本事業の目的を達成するための必要性等について協議の上検討いたします。
2	その他	・「生涯学習支援センター」についても提案 は可能ですか。	本事業に関する資料中に記載されている市民活動支援センターは「市民活動・生涯学習支援センター」と解してご提案ください。 ※「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」1ページ「2 用語の定義」では「本ガイドラインでは「「市民活動・生涯学習支援センター」の「市民活動支援センター」の部分について指すものとします」としていますが、実態としては、「市民活動・生涯学習支援センター」として一体的に運用されています。
3	その他	・各区市民活動支援センターの事業計画及 びその報告と予算・決算を教えていただけ ますか。	各区事業計画書・予算・決算は下記ページ内にある各区リンク先をご参考ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei- kansa/innovation/jigyohyoka/r05/reiwa04jigyo.html#12922 また、委託をしている区とセンターの間では運営事業について相互評価を実施しております。 西区 https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/nishitomohiroba/sougohyouka. html 南区 https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/madoguchi-shisetsu/riyoshisetsu/610611.html 港南区 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kuminkatsudo/default202106 111.html 保土ケ谷区 https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/shiminkatudouhyouka.html 戸塚区 https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kyodo_manabi/manabi/shogaigakushu/katsudoucenter.html
4	その他	・各区市民活動支援センターの課題等をま とめたものがあったらいただけますか。	・HPに掲載している資料以外にはございません。
5		・各区市民活動支援センターを対象に、共通の項目で簡単なアンケート調査をすることは可能ですか。	・契約締結後、本事業の目的を達成するための必要性等について協議の上検討いたします。なお、提案 内容に含めることを妨げるものではありません。
6	その他	・NPO法人による各区市民活動支援センターについて、運営実態、課題認識、将来展望などについて意見交換をする場を設けて、NPOによる運営のメリット、デメリット、意義などを検討することにご協力いただけますか。	・契約締結後、本事業の目的を達成するための必要性等について協議の上検討いたします。
7	スの出	・各区市民活動支援センターの最新5年間の事業のうち、区民団体や地域組織との協働事業、地域課題の解決支援、地域人材育成の取組(区地域づくり大学講座等)などの名称、概要、年度等の概況調査にご協力いただけますか。	・契約締結後、本事業の目的を達成するための必要性等について協議の上検討いたします。
8	その他	・各区市民活動支援センターの業務を見直 し、新たな取組みを行う提案は可能です か。	提案内容は、「業務説明資料」、「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」等を踏まえた提案としてください。
9	その他	・今回の事業に関する各区市民活動支援センター、および区役所の理解・協力体制は整っていると考えて良いですか。	・今回の事業には、理解・協力体制が整っているモデル区の参加を想定しています。
10	その他	・民間委託の各区市民活動支援センターの 場合、プロジェクトに当該区の職員の参加 は可能ですか。	・可能です。
11	その他	の最終目標を設定する必要がありますが、	全市共通の指標は、「横浜市市民協働推進センター及び各区市民活動支援センターの相談件数」になります。 詳細は横浜市中期計画の進捗状況をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022html#EBED9
12	その他	・同上により、財政的拡充が必要になった 場合それに対応する用意はありますか。	・「各区市民活動支援センター機能強化事業委託」についてのご質問であれば提示している概算業務価格 (上限)約4,300,000円(税込)内で実施してください。 それ以外の可能性に関するご質問にはお答えできません。

各区市民活動支援センター機能強化事業委託に関する質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
13	その他	・横浜市の委託費以外の資金調達を行うこ とは可能ですか。	・「各区市民活動支援センター機能強化事業委託」についてのご質問であれば提示している概算業務価格 (上限)約4,300,000円(税込)内でご提案ください。 それ以外の可能性に関するご質問にはお答えできません。
14	その他	・民間移行の時期、順番、条件はどのように決まるのでしょうか。	・各区市民活動支援センターの民間移行については、各区の実情等に応じて決定しております。
15	その他	・モデル区の選定は、事業開始時までにどのように行われるのでしょうか。	・市民協働推進課と各区で調整のうえ決定します。
16	1「7 提 案書類の 内容」に 関する事 項	「ウ 類似業務実績」について、参加意向申出書手続きの際にも、類似の業務実績を提出しています。今回の提出目的に則し、表現を加除修正したり新たな実績を追加したりして提出したいと考えていますが、良いでしょうか。	・問題ございません。
17	案書類の 内容」に	「才 具体的な提案内容」について、別添の資料のヘッダー部分に<提案書の項目4~5については、A4サイズ4枚まで(A3サイズ2枚まで)>との記載があります。これは、「4 具体的な提案内容」と「5 業務実施スケジュール」を合わせて <a4サイズ4枚まで(a3サイズ2枚まで)>という意味でしょうか。それとも「4 具体的な提案内容」「5 業務実施スケジュール」それぞれ<a4サイズ4枚まで(a3サイズ2枚まで)>という意味でしょうか。</a4サイズ4枚まで(a3サイズ2枚まで)></a4サイズ4枚まで(a3サイズ2枚まで)>	提案書「4 具体的な提案内容」と「5 業務実施スケジュール」は、合わせて <a4サイズ4枚まで(a3サイズ 2枚まで)>を意味しています。</a4サイズ4枚まで(a3サイズ
18	1 / 掟 案書類の	「才 具体的な提案内容」について、別添の 資料に<※別書式も可とします(A4サイズ とします)。>との記載があります。 <別書式も可>とは、 <a4サイズであれ ば書式の定めはない>との理解で良いで しょうか。また、ファイル形式も、Word 以外 の形式、例えばExcel やPowerPoint も可と 理解して良いでしょうか。</a4サイズであれ 	ご認識の通りです。
19	1 / 佐	「カ 業務実施スケジュール」について、こちらも【質問3】と同様にく別書式も可>でしょうか。また、Word以外の形式、例えばExcelやPowerPointも可と理解して良いでしょうか。さらに、用紙サイズはA4サイズである必要はありますか。(年間スケジュールを作成するにあたり、A3サイズだとフォントが小さくなることが予測されるため、A3ヨコ1枚で作成も想定しうると考えます。念のため質問させていただきます。)	別書式も可能です。また、作成形式は問いません。
20	査方法・評価基準川に関する事項	「(1)審査方法」—「④その他」について、<プレゼンテーション用の資料(パワーポイントを含む)の配布が可能>とあります。プレセンテーション用の資料は、提案事業者が印刷・持参するとの認識で良いでしょうか。その場合の、印刷部数、その他、印刷・持参に関するルール等があれば、ご教示ください。また、市民協働推進課あてにプレゼンテーション用のデータを事前送付する必要はありますか。ある場合は提出締め切り日(目安)をお知らせください。	プレゼンテーション用資料は提案事業者が印刷・持参ください。 また、事前に横浜市市民局市民協働推進課へメールにて資料を送付ください。 必要部数、印刷形式等は以下の通りです。 必要印刷部数:10部 印刷形式:A4、フルカラー・モノクロ問わず、縦・横問わず、片面印刷、6ページ以内 提出締切日:3月1日(金)17時まで 送付先:横浜市市民局市民協働推進課 sh-shiminkyodo@city.yokohama.jp
21	プロポー ザルの取 り扱い」 に関する 事項	(4)にくプロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。>と記載されています。この点について、提案事業者が元から作成していた図または資料等の一部を二次利用して資料作成することも想定されますが、その場合「元から作成していた図または資料等」も本市の了解を経て公表、使用することが必要になりますか。取り扱いの範囲をご教示ください。	提案事業者が元より作成している図や資料は、プロポーザル作成のために作成された資料ではないため、公表・使用する場合に、本市の了解を得る必要はございません。

各区市民活動支援センター機能強化事業委託に関する質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
22	明資料に 関する事 項	「5 業務内容等」に、「(1)各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標(KPI)策定に向けたプロジェクト運営」と「(2)市民協働推進課が実施する市民活動支援センターに向けた新たな研修計画(案)』策定支援」が掲げられています。(1)や(2)で、例えば研修やワークショップ、定例打合せ等を行う場合、ZOOM等によるオンライン開催も、必要に応じて可能との認識で良いでしょうか。	ZOOMによる打合せ、研修は協議の上、必要に応じて可能です。
23	4 業務説 明資料に	「5 業務内容等」の「(1)各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標(KPI)策定に向けたプロジェクト運営」に、「※プロジェクトとはモデル区全体で実施することを想定しています。」とありますが、この「モデル区全体」の「全体」とは、「複数のモデル区の市民活動支援センター(3~4区程度)」のことで良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	4 業務説 明資料に 関する事 項	「5 業務内容等」の「(3)成果物」について、「ア 各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標(KPI)」の内容に〈タスクレベルにまで具体化・具現化したもの〉と書かれていますが、どの程度の〈タスクレベル〉を想定されておりますでしょうか。	具体的な内容は契約締結後、協議してまいりますが、「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」7ページ以降に記載されている「4実施する事業」をより具体化する必要があると考えています。例えば「(5)施設間のネットワーク構築」について「施設間の情報共有会議」を開催することになれば、あわせてそれを有効に実施・運用するために必要な工程まで落とし込むことを想定しています。